

改正

令和 5 年 3 月 23 日 告示 第 13 号

庄原市告知端末の初期設定等に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、告知端末を使用するための初期設定等に係る経費を負担した者に対し、予算の範囲内で庄原市告知端末の初期設定等に係る補助金（以下「補助金」という。）を交付し、当該使用する者の経済的負担を軽減することにより、告知端末の設置促進を図るため、当該補助金の交付に関し、庄原市補助金交付規則（平成 17 年庄原市規則第 46 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 告知端末 庄原市住民告知放送施設設置及び管理条例（平成 27 年庄原市条例第 17 号）第 2 条第 3 号に規定する住民告知端末局
- (2) 加入通信回線 庄原市住民告知放送施設設置及び管理条例施行規則（平成 27 年庄原市規則第 9 号。以下「施行規則」という。）第 2 条第 3 号に規定する加入通信回線
- (3) 初期設定経費等 施行規則第 2 条第 1 号に規定する初期設定経費及び同条第 4 号に規定する標準工事に係る経費

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 施行規則第 7 条第 2 項の規定により、告知端末の使用料について無料である旨の決定を受けた者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 転入、転居等により新たに生じた世帯に属する者
 - イ 新たに事業所等を設置した者
 - ウ 市民税非課税世帯に属する者

(補助対象経費)

第 4 条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、初期設定経費等とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用者の自己都合による転居等に伴う告知端末の移転に係る初期設定経費等については、補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、初期設定経費等相当額とする。

- 2 補助金の交付は、加入通信回線1回線につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、庄原市告知端末の初期設定等に係る補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 初期設定経費等の代金を業者に支払ったことを証明する書面

(2) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に定める交付申請は、補助金の交付手続の特例として事業完了後に行うことができるものとする。

- 3 第1項に定める交付申請については、庄原市補助金交付規則第5条第1項第2号中「収支予算書」とあるのは「初期設定経費等の代金を支払ったことを証明する書面」と、同規則第6条第1項中「額を決定し、交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。」とあるのは「額を決定するものとする。」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(交付請求)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和8年3月31日までに、この告示の規定により交付決定したものについてなされた処分、手続その他の行為は、なおその効力を有する。

附 則（令和5年3月23日告示第13号）

この告示は、令和 5 年 3 月 24 日から施行する。

様式（省略）